

○総務省令第七号

放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十日

総務大臣 高市 早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを加える。

(間接に占められる議決権の割合)
第六十二条 法第九十三条第一項第七号ホに規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ホ(1)に掲げる者(以下この条において「外国法人等」という。)

(以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。)の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ホ(2)に掲げる者(当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。以下この条において「外資系日本人」という。)が直接占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本人の議決権の割合(十分の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本人が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合とする。

〔2～6 略〕

第六十三条 法第九十三条第一項第七号ホ(2)の総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

(株主名簿に記載し、又は記録する方法)

第八十八条 法第百十六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 法第九十三条第一項第七号ホ(2)及び電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、その者が占める法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式(第六十二条第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))及び電波法施行規則第六条の三の二第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。〕については、その全てについて記載し、又は記録する。

〔一・三 略〕

(議決権を有することとなる株式)

第八十九条 法第百十六条第三項及び第四項の法第九十三条第一項第七号ホ(1)及び(2)又は電波法第五条第四項第三号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち法第九十三条第一項第七号ホ又は電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することにならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。))以外の株式とする。

一 法第九十三条第一項第七号ホ(1)に掲げる者(次号の電波法第五条第四項第三号イに掲げる者と併せて、以下この条において「外国法人等」という。))が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによって、法第百十六条第三項に規定する地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者(以下この条において「地上基幹放送事業者」という。))が法第

(間接に占められる議決権の割合)
第六十二条 法第九十三条第一項第六号ホに規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ホ(1)に掲げる者(以下この条において「外国法人等」という。)

(以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。)の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ホ(2)に掲げる者(当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。以下この条において「外資系日本人」という。)が直接占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本人の議決権の割合(十分の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本人が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合とする。

〔2～6 同上〕

第六十三条 法第九十三条第一項第六号ホ(2)の総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

(株主名簿に記載し、又は記録する方法)

第八十八条 法第百十六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 法第九十三条第一項第六号ホ(2)及び電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、その者が占める法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式(第六十二条第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))及び電波法施行規則第六条の三の二第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。〕については、その全てについて記載し、又は記録する。

〔一・三 同上〕

(議決権を有することとなる株式)

第八十九条 法第百十六条第三項及び第四項の法第九十三条第一項第六号ホ(1)及び(2)又は電波法第五条第四項第三号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち法第九十三条第一項第六号ホ又は電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することにならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。))以外の株式とする。

一 法第九十三条第一項第六号ホ(1)に掲げる者(次号の電波法第五条第四項第三号イに掲げる者と併せて、以下この条において「外国法人等」という。))が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによって、法第百十六条第三項に規定する地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者(以下この条において「地上基幹放送事業者」という。))が法第

九十三条第一項第七号ホに定める事由に該当することとなる場合 地上基幹放送事業者の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るもののうち、法第九十三条第一項第七号ホの合計した割合（次項において「第一号外国人等議決権割合」という。）の五分の一以上の部分（第三号において「第一号超過議決権部分」という。）に相当する部分に対応するもの（当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国人等の割合（一の外国人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。第三号において同じ。）に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

【二 略】

三 第六十二条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、地上基幹放送事業者が法第九十三条第一項第七号ホに定める事由に該当することとなる場合並びに電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、特定地上基幹放送事業者が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 第六十二条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定による計算に係る株式のうち、第一号超過議決権部分又は第二号超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（第六十二条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国人等の割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

〔2 留〕

別表第六の二号（第64条関係）

衛星基幹放送の業務認定申請書
年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

【表略】

【注1～6 略】

注7 法第93条第1項第7号（協会にあつては、同号イからハまでに限る。）の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付けること。

九十三条第一項第六号ホに定める事由に該当することとなる場合 地上基幹放送事業者の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るもののうち、法第九十三条第一項第六号ホの合計した割合（次項において「第一号外国人等議決権割合」という。）の五分の一以上の部分（第三号において「第一号超過議決権部分」という。）に相当する部分に対応するもの（当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国人等の割合（一の外国人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。第三号において同じ。）に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

【二 同上】

三 第六十二条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、地上基幹放送事業者が法第九十三条第一項第六号ホに定める事由に該当することとなる場合並びに電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、特定地上基幹放送事業者が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 第六十二条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定による計算に係る株式のうち、第一号超過議決権部分又は第二号超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（第六十二条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国人等の割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

〔2 留上〕

別表第六の二号（第64条関係）

衛星基幹放送の業務認定申請書
年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

【表同左】

【注1～6 同左】

注7 法第93条第1項第6号（協会にあつては、同号イからハまでに限る。）の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付けること。

別表第六の三号（第64条関係）

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

〔表略〕

〔注1～5 略〕

注6 法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付けること。

別表第七の一号（第65条第1項関係）

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

〔表略〕

〔注1 略〕

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にシ印を付けること。

〔1〕・〔2〕 略〕

〔3〕 別紙〔3〕は、次の様式により記載すること。

〔ア 略〕

イ 外国人等の占める議決権の数

〔表略〕

〔注1〕 外国人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者及び同号ホに掲げる者並びに第62条第4項に規定する外国人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定するその全てを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

〔（注2）～（注7） 略〕

〔4〕～〔5〕 略〕

別表第七の二号（第65条第1項関係）

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

別表第六の三号（第64条関係）

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

〔表同左〕

〔注1～5 同左〕

注6 法第93条第1項第6号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付けること。

別表第七の一号（第65条第1項関係）

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

〔表同左〕

〔注1 同左〕

注2 〔同左〕

〔1〕・〔2〕 同左〕

〔3〕 〔同左〕

〔ア 同左〕

イ 〔同左〕

〔表同左〕

〔注1〕 外国人等とは、法第93条第1項第6号イからハまでに掲げる者及び同号ホに掲げる者並びに第62条第4項に規定する外国人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定するその全てを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

〔（注2）～（注7） 同左〕

〔4〕～〔5〕 同左〕

別表第七の二号（第65条第1項関係）

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

長 辺

(別紙) 【略】 <input type="checkbox"/> 16 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要 <input type="checkbox"/> 17 周波数の使用に関する計画

短 辺 (日本産業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 認定の申請の場合	16 (注2) (注3) (注4) 17	【略】
2 認定の変更の申請の場合	16 (注2) (注3) (注4) 17 (注9)	【略】
3 認定の更新の申請の場合	6 (注2) 17	【略】

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にシ印を付けること。
 【1】～【14】 略】
 15 別紙17は、次の様式により記載すること。

長 辺

(別紙) 【同左】 <input type="checkbox"/> 16 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
--

短 辺 (日本産業規格A列4番によること。)

注1 【同左】

区 別	提出する別紙	備 考
1 認定の申請の場合	16 (注2) (注3) (注4)	【同左】
2 認定の変更の申請の場合	16 (注2) (注3) (注4) 17 (注9)	【同左】
3 認定の更新の申請の場合	6 (注2)	【同左】

注2 【同左】
 【1】～【14】 同左】
 【新設】

ア 伝送の方式等

伝送方式	
変調方式	

イ スロットの用途等

用 途	備 考
<input type="checkbox"/> 標準テレビジョン放送 (補完放送 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない) (降雨減衰対策 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない)	
<input type="checkbox"/> 高精細度テレビジョン放送 (HD) (マルチ編成 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない) (補完放送 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない) (降雨減衰対策 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない)	
<input type="checkbox"/> 高精細度テレビジョン放送 (フルHD) (補完放送 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない) (降雨減衰対策 <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない)	
<input type="checkbox"/> 超高精細度テレビジョン放送 (4K)	
<input type="checkbox"/> 超高精細度テレビジョン放送 (8K)	
<input type="checkbox"/> データ放送	
上記に用いるスロットの数	

(注1) 用途の欄は、申請に係る放送の内容に応じ、□にレ印を付けること。

(注2) この様式において、「高精細度テレビジョン放送 (HD)」とは、高精細度テレビジョン放送のうち、一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数が千四百四十のものをいう。

(注3) この様式において、「マルチ編成」とは、一部の時間帯に、複数の超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送を同時に行うものをいう。

(注4) この様式において、「高精細度テレビジョン放送 (フルHD)」とは、高精

細度テレビジョン放送のうち、一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数が千九百二十のものを用いよう。

(注5) この様式において、「超高精細度テレビジョン放送（4K）」とは、超高精細度テレビジョン放送のうち、走査方式にかかわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満のものを用いよう。

(注6) この様式において、「超高精細度テレビジョン放送（8K）」とは、超高精細度テレビジョン放送のうち、走査方式にかかわらず有効走査線数が四千三百二十本以上のものを用いよう。

(注7) この様式において、「降雨減衰対策」とは、降雨等による電波の減衰に対処するため、階層変調を行うものを用いよう。

(注8) 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載するとともに、参考となる資料を添付すること。

別表第十五号（第74条第1項関係）

第1 申請書

地上基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名

名

氏名

電話番号

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第1項の規定により申請します。

【表略】

注1 欠格事由の有無の欄は、法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付けること。

【注2 略】

【第2 略】

別表第十六号（第74条第1項関係）

第1 申請書

衛星基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

衛星基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第2項の規定により申請します。

【表略】

注1 欠格事由の有無の欄は、法第93条第1項第7号(協会にあつては、同号イからハまでに限る。)の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付けること。

【注2 略】

【第2 略】

別表第十六号の二 (第74条第1項関係)

第1 申請書

移動受信用地上基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第2項の規定により申請します。

【表略】

注1 欠格事由の有無の欄は、法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付けること。

【注2 略】

別表第二十号 (第78条第1項関係)

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

衛星基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第2項の規定により申請します。

【表同左】

注1 欠格事由の有無の欄は、法第93条第1項第6号(協会にあつては、同号イからハまでに限る。)の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付けること。

【注2 同左】

【第2 同左】

別表第十六号の二 (第74条第1項関係)

第1 申請書

移動受信用地上基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第2項の規定により申請します。

【表同左】

注1 欠格事由の有無の欄は、法第93条第1項第6号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付けること。

【注2 同左】

別表第二十号 (第78条第1項関係)

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

<p>住所 (ふりがな) 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 電話番号</p>	<p>住所 (ふりがな) 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 電話番号</p>
<p>放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい (又は放送法第98条第3項前段の規定により認可を受けたい) ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>[1～7 略]</p> <p>8 欠格事由に関する事項 (申請者が<u>法第93条第1項第7号</u>の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)</p> <p>[第2 略]</p> <p>別表第二十一号 (第79条第1項関係) 第1 申請書</p> <p>基幹放送の業務認定承継認可申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 (ふりがな) 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 電話番号</p> <p>年 月 日</p>	<p>放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい (又は放送法第98条第3項前段の規定により認可を受けたい) ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>[1～7 同左]</p> <p>8 欠格事由に関する事項 (申請者が<u>法第93条第1項第6号</u>の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)</p> <p>[第2 同左]</p> <p>別表第二十一号 (第79条第1項関係) 第1 申請書</p> <p>基幹放送の業務認定承継認可申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 (ふりがな) 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 電話番号</p> <p>年 月 日</p>
<p>放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい (又は放送法第98条第3項後段の規定により認可を受けたい) ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>[1～6 略]</p> <p>7 欠格事由に関する事項 (申請者が<u>法第93条第1項第7号</u>の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)</p> <p>[注1～3 略] [第2 略]</p>	<p>放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい (又は放送法第98条第3項後段の規定により認可を受けたい) ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>[1～6 同左]</p> <p>7 欠格事由に関する事項 (申請者が<u>法第93条第1項第6号</u>の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)</p> <p>[注1～3 同左] [第2 同左]</p>
<p>備考 様式S [] の記載は別記による。</p>	

附 則

この省令は、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年三月三十一日）から施行する。

○総務省令第八号

放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令の次に定める。

令和二年三月十日

総務大臣 高市 早苗

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇二十三 略」</p> <p>二十四 広域放送 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）八に規定する広域放送をいう。</p> <p>二十五 県域放送 放送法施行規則別表第五号（注）九に規定する県域放送をいう。</p> <p>二十六 コミュニティ放送 放送法施行規則別表第五号（注）十に規定するコミュニティ放送をいう。</p> <p>二十七 外国語放送 放送法施行規則別表第五号（注）十一に規定する外国語放送をいう。</p> <p>(通則)</p> <p>第八条 法第九十三条第一項第五号ただし書（法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の総務省令で定める場合は、申請者等（二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあつては、当該二以上の者ごとの申請者等）が次の各号のいずれにも適合する場合（当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあつては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合）とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>「一〇十 略」</p> <p>(認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの)</p> <p>第九条 法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第五号ハの認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>「一〇五 略」</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇二十三 同上」</p> <p>二十四 広域放送 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）七に規定する広域放送をいう。</p> <p>二十五 県域放送 放送法施行規則別表第五号（注）八に規定する県域放送をいう。</p> <p>二十六 コミュニティ放送 放送法施行規則別表第五号（注）九に規定するコミュニティ放送をいう。</p> <p>二十七 外国語放送 放送法施行規則別表第五号（注）十に規定する外国語放送をいう。</p> <p>(通則)</p> <p>第八条 法第九十三条第一項第四号ただし書（法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の総務省令で定める場合は、申請者等（二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあつては、当該二以上の者ごとの申請者等）が次の各号のいずれにも適合する場合（当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあつては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合）とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>「一〇十 同上」</p> <p>(認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの)</p> <p>第九条 法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号ハの認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>「一〇五 同上」</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年三月三十一日）から施行する。

○総務省令第九号

放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十三条第一項第四号の規定に基づき、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準を次のように定める。

令和二年三月十日

総務大臣 高市 早苗

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準

（目的）

第一条 この省令は、放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号。以下「法」という。）第九十三条第一項第四号の規定に基づき、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、法、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）、「電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）」、標準テレビジョン放送等のうちデジ

タル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）において使用する用語の例による。

（基準）

第三条 放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、次の表の上欄に掲げる伝送方式により同表の中欄に掲げるテレビジョン放送を行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロット（広帯域伝送方式によるものについては、デジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式によるものについては、デジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットをいう。以下同じ。）の数（放送大学学園が行うテレビジョン放送にあつては、当該テレビジョン放送と併せて行う超短波放送に使用するスロットの数を含む。）が同表の下欄に掲げるスロットの数を超えないこととする。

伝送方式	テレビジョン放送	スロットの数
広帯域伝送方式	標準テレビジョン放送（一部の時間帯に、標準テレビジ	六

	<p>ヨン放送を含む複数の超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送を同時に行う場合における当該標準テレビジョン放送を除く。）</p> <p>高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの）</p> <p>高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの）</p>	
<p>高度広帯域伝送方式</p>	<p>超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの）</p>	
<p>超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有</p>	<p>超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有</p>	
<p>るもの）</p>	<p>百二十</p>	<p>四十</p>
<p>るもの）</p>	<p>二十</p>	<p>十二</p>

効走査線数が四千三百二十本以上であるもの

2 前項の規定にかかわらず、同項の衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、次の表の上欄に掲げるときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に次の表の下欄に掲げる数を加算した数を超えないこととする。

<p>標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの）を行う場合であつて、当該テレビジョン放送の補完放送を行うとき</p>	<p>二</p>
<p>高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの）を行う場合であつて、当該テレビジョン放送の補完放送を行うとき</p>	<p>四</p>
<p>高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの）を行う場合であつて、一部の時間帯に、複数の超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送を同時に行うと</p>	<p>四</p>

<p>き</p> <p>高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、降雨等による電波の減衰に対処するため、階層変調を行うとき</p>	<p>二</p>
--	----------

3 前二項の規定にかかわらず、第一項の衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、専ら受信機が正常に作動するために必要なプログラムの変換に必要な情報を放送事項とするデータ放送を行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が二を超えないこととする。

第四条 放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送以外の衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、次の表の上欄に掲げる伝送方式により同表の中欄に掲げるテレビジョン放送を行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同表の下欄に掲げるスロットの数を超えないこととする。

<p>伝送方式</p>	<p>テレビジョン放送</p>		<p>スロットの数</p>
<p>広帯域伝送方式</p>	<p>標準テレビジョン放送</p>	<p>六</p>	
	<p>高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映</p>	<p>十二</p>	

	像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの)	
高度広帯域伝送方式	超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの）	六十

2 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる者が、超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送の補完放送を行うときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に二を加算した数を超えないこととする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年三月三十一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までに申請された法第九十六条第二項の規定による認定の更新の審査に際し、第三条第二項に定める基準に適合していない衛星基幹放送事業者（同項に定める高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの。次項において同じ。）を行う衛星基幹放送事業者に限る。）が、法第九十七条第三項の規定に基づき令和四年三月三十一日までに第三条第二項に定める基準に適合する旨の指定事項の変更を申請している場合（次項に掲げる場合を除く。）は、当該更新の申請に係る周波数は、当該基準に適合するものとみなす。

2 この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までに申請された法第九十六条第二項の規定による認定の更新の審査に際し、第三条第二項に定める基準に適合していない衛星基幹放送事業者（高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送事業者であつて、一部の時間帯に、複数の超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送を同時に行おうとする衛星基幹放送事業者に限る。）が、令和七年十二月三十一日までに同項に定める基準に適合する具体的な計画を提出している場合は、当該更新の申請に係る周波数は、当該基準に適合するものとみなす。